

利用者が主役

ひな祭り



3月3日に雛祭りのイベントを行いました。
「とても可愛いね」や「昔はたくさんの雛人形を飾っていたよ」と思い出話をされていました。

「委員会紹介」～おもてなし委員会について～
主に接遇面の向上に努める委員会で、各部署より選出された9名のメンバーで構成しています。福祉の現場で求められる接遇マナーは①挨拶、声掛け ②言葉遣い ③表情、笑顔 ④態度 ⑤身だしなみ が基本原則とされています。この原則を元に日々サービス提供を行っているのですが、特に言葉遣いに課題があります。利用者様との関係が深くなるにつれ、友達感覚の声掛けになってしまったり、「～してください」といったような命令調、「～できません」といった否定的な言い方になってしまっている現状があります。サービス業としての意識を高く持ち、利用者様に対して尊重の姿勢で接することができるようチェックシート等を用いた意識改革に取り組んでいる所です。
利用者様にはそれぞれ性格や思考、好み、背景がありますので、その方のニーズに合った接遇ができるよう今後も委員会を中心に取り組んでいきたいと思ひます。皆様、安心して生活できる環境を目指して。
有限会社 聖 代表取締役 池田 豪

～私たちが提供する仕事の価値を考えよう～

社是
「利他の心」
～利用者様の幸福、
そして全従業員の幸福を
追求する～

ひかりにズームイン!

2022年
4月号

エンターテイメント委員会

*直近の行事について

1:桜花見(4月)

コロナウイルスの影響で従来通りのお花見を実施することは難しいと思いますが、それらに代わる代替案を検討しています。利用者様が春の訪れ、季節の変わり目を感じて頂けるように努めていきます。



2:鯉のぼり運動会(5月)



こちらは施設内で出来る競技を行います。日頃運動不足の利用者様にも楽しみながら行って頂けるよう、思考を凝らしたいと思います。

コロナウイルスの影響で外出する機会、そしてご家族との面会も制限されている現状、少しでも楽しい日常とストレス軽減を図るためにも、私たちエンターテイメント委員会が中心となり、日々のレクリエーション活動に尽力して参りたいと思ひます。

ご家族様に置かれましても、「このようなレクリエーションをしてほしい!」など、アイデアがありましたらお気軽にスタッフまでお申し付け下さると助かります。

今後もエンターテイメント委員会をよろしくお願ひいたします。



有限会社 聖

住宅型有料老人ホーム ケアタウン飛鳥
住宅型有料老人ホーム ケアホームさくら荘
デイサービス陽だまり (通所介護)
訪問看護ステーション翔 (訪問看護)
ケアサポートセンターひじり (居宅介護)
ケアセンターさくら (訪問介護)



【ケアセンターさくら便り】

春の花が咲いて気持ちの良い季節になりましたね。行楽シーズンですが、コロナウイルス感染者数が増えていることもあり、行政から面会制限の延長の指示がありました。引き続き、ご協力をよろしくお願ひいたします。
ケアタウン飛鳥、さくら荘間で職員の移動がありました。さくら荘へ、末吉 真弥さん(施設長)・上田 健太郎さん(主任) 飛鳥へ、永山 葉里さん(副主任) よろしくお願ひいたします。

すぐやる！よく見る！考える！

おやつ作り



皆様、一生懸命におやつを作られていました。生クリームが好きな方多く、たくさん入れられる方も多かったです。



ひな祭り&誕生日会



お誕生日おめでとうございます。

訪問看護ステーション翔からのお知らせ

紫外線対策をはじめていますか？3月でもお昼の時間帯は、7月の朝や15時頃と同じ紫外線量だと言われています。また、シミの原因になる紫外線は、冬の3倍とも言われています。日焼けの効能としては、骨を丈夫にするビタミンDの合成促進作用などがありますが、逆に、悪影響として①皮膚癌②細菌・ウイルスに感染しやすくなる③アレルギー物質などへの抵抗力が弱くなる④体調を崩しやすくなる。などがいわれています。紫外線は、3~5月にかけてどんどん増え、午前10時~14時が強くなると言われています。対策としては、長袖のシャツを着たり、黒や赤、青などの濃い目の色がおすすです。サングラスをしたり帽子をかぶるのも効果的ですし、日焼け止めクリームなども良いです。健康で、美しく過ごすためにもぜひ3月から紫外線対策をしたいですね。



ケアサポートセンターひじりからの介護保険便り【介護保険で受けられるサービス その2】

(2)自宅に住む人のためのサービス(居宅サービス) <通所型サービス>

デイサービス(食事や入浴などの支援や、心身の機能を維持・向上するためのリハビリやレク、「おいしく、楽しく、安全に食べる」ための、口腔清掃や口唇・舌の機能訓練などを日帰りで行う)

デイケア(施設や病院などで、日常生活の自立のために理学療法士、作業療法士などがリハビリを行う)

認知症対応型通所介護(認知症と診断された高齢者が利用するデイサービス)

(2)自宅に住む人のためのサービス(居宅サービス) <短期滞在型サービス>

ショートステイ(施設などに短期間宿泊して、食事や入浴などの支援や、心身の機能を維持・向上するためのリハビリの支援など。家族の介護負担軽減や施設入居準備などに利用できる)